

奈良県告示第三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十二月九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
秋吉 真吾	スローライフ生駒鍼灸整骨院 生駒市門前町八一一九	平成二十八年八月三十日
道上 俊之	あさひ整骨院 北葛城郡上牧町服部台五―三 ―一 レインボープラザ一階	平成二十八年十月三十一日